

今月の納期

軽自動車税(種別割) 4月30日

◇市税は、モバイル決済サービスやコンビニでいつでも納付できます ※納期内納付をお願いします

年金・税

国民年金の届け出

①国民年金の加入届

◇59歳までに会社などを退職したときや会社員などの配偶者から扶養されなくなったときは届け出が必要です ◇必要なもの…届出者の本人確認書類(代理人は委任状も必要)、マイナンバーか基礎年金番号の確認書類、退職日や扶養から外れた日が分かる書類など

②学生納付特例の申請

◇昨年度申請した人は、申請書が届いたら必要事項を記入して返送を ◇新たに申請するときは国民年金課か各支所窓口へ

①②共

◇マイナポータルから電子申請もできます

問サンサンコールかごしま 808-3333



市ホームページ

固定資産の縦覧と閲覧

①土地・家屋価格等

縦覧帳簿の縦覧

対固定資産税の納税者

期5月31日

(金)までの8時30分~17時15分(土・日曜日、休日を除く)

料無料 問資産税課216-1180~1182・1185FAX216-1168か各税務課

②固定資産課税台帳の閲覧

対固定資産税の納税義務者など

料①の期間中の納税義務者本人の閲覧は無料(期間外は有料)

問資産税課216-1180FAX216-1168か各税務課

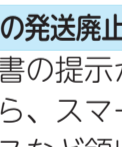
①②共

所資産税課、各税務課(①は東桜島税務係を除く) ◇必要なもの…本人確認書類(代理人は委任状も必要)

軽自動車税納税証明書の発送廃止

◇車検時に納税証明書の提示が不要となったことから、スマートフォン決済サービスなど領収印が押されない方法で納付した人への発送を廃止します ※小型二輪自動車(排気量250cc)を除く ◇詳しくは市HPか納税課

216-1190 FAX216-1196へ



市ホームページ

納税の猶予

◇災害や病気などの理由により、一度に納税することが困難であると認められるときは、申請に基づいて猶予する制度があります 問納税課216-1191~1194 FAX216-1196か各税務課

納税の猶予

◇災害や病気などの理由により、一度に納税することが困難であると認められるときは、申請に基づいて猶予する制度があります

問納税課216-1191~1194 FAX216-1196か各税務課



市ホームページ

市民税・県民税徴収対策の強化

◇本市では県特別滞納整理班と連携し、差し押さえなどの滞納処分を強化しています ◇特別な事情で納税にお困りのときは納税課216-1191~1194FAX216-1196か各税務課に相談を

水道・住まい

水道のメーターボックスの取り換え、給水装置(水道メーターから蛇口まで)の修繕

◇取り換えや修繕費用は、所有者や使用者の負担となります ◇工事が必要なときは水道局指定給水装置工事業者に依頼してください 問水道局給排水設備課213-8522FAX259-1627

浄化槽の維持管理

◇浄化槽の定期的な保守点検や清掃のために保守点検業者へ委託して維持管理を ◇法定検査が義務付けられているので、指定検査機関から通知があったときは必ず受検を 問環境保全課216-1291FAX216-1292

個人住宅への雨水の貯留施設、浸透施設の設置助成

◇補助額…対象経費の2分の1(上限あり) ※事前申請が必要 問水道局下水道雨水課803-8772FAX803-4850か河川港湾課216-1412FAX216-1414



がけ地応急防災工事への補助

◇がけ崩れの被害から周辺住民の安全を守るため、所有者などが行う応急防災工事費用の一部を補助 ◇補助額…対象経費の2分の1(上限30万円) ※事前申請が必要 問河川港湾課216-1416FAX216-1414



がけ地近接住宅の除却費用補助

◇住宅の除却費用と新築などに要する借入金の利子相当額に対する補助(上限あり) 対土砂災害特別警戒区域などにあるか、昭和46年8月以前に建築し2mを超える崖に近接する、居住中の住宅 ※事前協議が必要 問建築指導課216-1358FAX216-1389



市ホームページ

ブロック塀などの撤去費用補助

◇地震発生時の被害防止のため、道路に面するブロック塀などの撤去費用の一部補助 ◇補助額…見積額と基準額(1万円/m)のいずれか少ない額の2分の1(上限20万円) ※事前協議が必要 問建築指導課216-1358 FAX216-1389



市ホームページ

市営住宅入居者の随時募集

◇年4回ある定期募集で申し込みのなかった住戸(約500戸)を、随時募集しています 申直接、(公財)県住宅・建築総合センター市営管理課808-7502FAX216-1389へ

環境・斎園

剪定枝粉碎機購入費補助

◇家庭で使う剪定枝粉碎機を購入した人や町内会など ◇補助額…購入金額の2分の1(上限額2万円、1世帯・1団体1基まで) ◇申請期間…購入後3カ月以内 申詳しくは市HPか資源政策課216-1290FAX216-1292へ



ごみステーションからのごみ・資源物の持ち去りは禁止されています

◇違反者は警察へ告発することがあります ◇罰則は20万円以下の罰金です 問廃棄物指導課216-1289FAX216-1292



市営墓地使用者の随時募集

◇唐湊・坂元など17墓地 対本市に住民登録があり、申請書受付日前に1年以上継続して住み、市内に墓地などを持たない人 ※3年以内に納骨施設(墓石)を設けること ◇受付期間…毎月1~20日(窓口申請は開庁日のみ) ◇詳しくは市HPか環境衛生課216-1301FAX216-1292、同谷山分室269-8463FAX260-4411へ



市ホームページ

墓地使用許可証は適切に保管を

◇使用者の住所・氏名が変わったときは、使用者変更などの届け出が必要です 問環境衛生課216-1301FAX216-1292

お知らせ・募集

原付バイクオリジナルナンバープレートを無料で交付しています

◇申請方法など詳しくは市民税課216-1172FAX216-1177か各税務課へ



市勢要覧の配布

◇「2024年市勢要覧かごしま」を刊行しました ◇配布場所…本庁(東別館1階総合案内・東別館11階総務課統計係)、各支所の総務課・総務市民課 ◇配布数に限りがあります 問総務部総務課216-1116FAX224-8900

国民生活基礎調査に協力を

◇6月6日現在の保健、医療、福祉、年金、所得などの状況を把握するために、一部の地域で調査を行います ◇対象世帯には事前に調査員が訪問します ※調査結果を統計以外の目的に用いることはありません 問生活衛生課803-6881FAX803-7026

犬の登録・狂犬病予防注射

◇定期予防注射を今月実施します ◇市内の動物病院でも接種できます ※新規の犬の登録もできます ◇登録済みの犬の飼い主には、はがきで通知します ◇予防注射には必ずはがきの持参を ◇注射会場などは市HPか生活衛生課803-6905 FAX803-7026へ



市ホームページ

緑の募金にご協力を

◇募金は町内会、学校へ緑化樹木などの贈呈、緑化推進団体の育成、森林づくりの啓発などに活用します 期4月30日(火)まで ◇募金方法…町内会、学校、職場、街頭などでの募金 問市緑化推進委員会(生産流通課内)216-1341FAX216-1336



森林に関する届け出

①森林の土地の所有者届け出 ◇売買や相続などで新たに森林を所有した日から90日以内に届け出が必要です

②伐採・伐採後の造林の届け出 ◇森林を伐採するときは、原則として伐採を始める90~30日前と伐採・造林を完了した日から30日以内に届け出が必要です

①②共

問生産流通課216-1341FAX216-1336か谷山農林課269-8484 FAX260-4411、各農林事務所

特定都市河川の指定

◇水害に強いまちづくりに取り組むため、甲突川、新川、稻荷川が特定都市河川に指定されました ◇3河川流域での一定規模以上の開発などには、市の許可が必要となる場合があります 問河川港湾課216-1412 FAX216-1414



市ホームページ

なかよくできたよ いい気もち (和田小学校 3年生 石塚 美緒さん)

◇児童虐待やいじめなど、子どもが被害者となるケースが後を絶ちません。あらゆる人が相談窓口の存在を知ることが大切です

こどもの人権110番 0120-007-110